

第5回 王寺町空家等対策協議会（摘録）

日時：平成30年3月2日（金）14:00-16:00

場所：王寺町役場3階 応接会議室

出席者：石黒委員、細川委員、藤山委員、平田委員、北村委員、井村委員、平岡委員
（町長代理）

1. 王寺町空家等対策の取組状況について

1) 適正管理

●委員：

No5.の物件については10年以上前から空き家。所有者への通知は、昔から役場よりしているが対応なし。現在も草が枯れているだけで対応していない。隣地に出た草木の剪定も自治会で行っている。今後、段階的に対応してほしい。

○事務局：

No.10の隣は町道だが影響はないのか。影響があるなら道路管理者としてバリカーぐらいはできると思う。空家特措法とは別法の道路法などで対応していくのも良いと思う。

●委員：

別法を用いて対応する事例について研究してほしい。No.5の物件もバス通り（県道畠田・藤井線）に、敷地からはみ出した木がかかっている。

○事務局：

先日、空家特措法の利点は、所有者が確知できない場合、略式代執行ができる点だと聞いた。別法の場合は略式代執行を実施できない。

●委員：

道路法などで対応した場合、一部除却なので構造耐力を保持する為、多くの費用と長い時間が必要となる。全部を除却し、まっさらに出来るのが空家特措法であり、この法に則り対応するのが良いと考える。

●委員：

草木の繁茂が問題の空き家の場合、空き家の除却について代執行できるのか。

○事務局：

草木しかできない。代執行してもいずれは繁茂してしまう為、一時的な対応になってしまう。

○事務局：

平成 27 年の調査から増えた物件は何件あるのか。

○事務局：

把握しているのは 4 件ある。これは、苦情などの情報提供が役場にあった為、把握している。実際はもっと存在していると思う。

2) 利活用に向けて

○事務局：売買、賃貸の意向がある物件について、各事業者へ情報提供する。空き家と認識しているが、売買、賃貸の意向がない物件は、継続して状況を注視する。

3) 特定空家への対応

○事務局：

国の示すガイドライン（資料 2）を判定基準としてマニュアルを作成する。

○事務局：

立入調査の通知や助言は配達記録が残るようにするのが良いと思う。

●委員：

特定空家の認定について、外観調査では判断できない場合、何を調査するかは具体的にしておいた方が良いと思う。

●委員：

下げ振りなどは写真として良いと思う。

●委員：

No. 10 は特定に認定できる。代執行すれば目立つので効果がある。最優先で行いたい。所有者の意向を確認する為、連絡を取ることに。

●委員：

代執行後の更地を差押えて公売にかけられれば、費用を回収できると思う。

2. 老朽空き家除却推進補助金について

●委員：

補助対象の要件に「町長が認めるもの」という項目を足した方が良い。耐震性が無い事が明らかな物件に耐震診断の余計な費用を払う必要が無くなる。

3. その他

●委員：

次回開催はいつになるか。

○事務局：

マニュアルが作成できたら開催する。

以上